

税務課だより

◆問い合わせ◆ 税務課 ☎ 893-1118 / 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300 / 本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

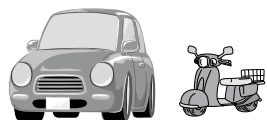
軽自動車税の税率が変わります

地方税法改正に伴い、軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や最初の新規検査年月によって、適用される税率が異なります。

①原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

登録されている車両全てに平成27年度から新税率が適用される予定です。

※平成27年1月現在、新税率の適用時期の1年延長について、**国で協議が行われています。**



	車 両 区 分		現行税率	新税率
	総排気量	定格出力		
原動機付自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	0.6kw超 0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	0.8kw超	1,600円	2,400円
	20cc超 (三輪以上)	0.25kw超 (三輪以上)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕車		1,600円	2,000円
	その他		4,700円	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)			2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)			4,000円	6,000円

②軽三輪車・軽四輪以上の車両

最初の新規検査※により、現行税率、新税率、重課税率（平成28年度～）のいずれかの税率になります。

※最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査です。

車 両 区 分		現行税率	新税率	重課税率 (平成28年度～)
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪 以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

◆ 現行税率 ◆

現行税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から一定年数（13年）を経過するまで適用されます。

◆ 新税率 ◆

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から一定年数（13年）を経過するまで適用されます。

◆ 重課税率 ◆

重課税率は、平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい車に対して環境型税制（おおむね20%増税）が実施されます。

軽自動車の廃車手続きは4月1日までに

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税されます。乗らなくなった軽自動車は廃車手続きを、譲渡した場合は名義変更の手続きを行ってください。

《申告先》

- ・軽四輪自動車及び排気量が126～250ccの軽二輪は、高知県軽自動車協会（☎ 842-4311）
- ・排気量が251cc以上の小型二輪は、高知運輸支局（☎ 050-5540-2077）
- ・原動機付自転車及び小型特殊自動車は、税務課・各総合支所住民福祉課

小型特殊自動車の申告はお済みですか

乗用トラクター、乗用コンバインなどに代表される農耕作業用自動車、フォークリフトなどは、小型特殊自動車であり、公道を走行するものは標識番号の交付を受けなければなりません。

該当する車をお持ちの方は、標識番号の交付を受けてください。4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

また、すでに申告されている方で、所有者や登録車種に変更があった場合は、標識番号を持参の上、名義変更・廃車などの手続きをしてください。

- ▶ 標識交付に必要なもの
- ・所有者の氏名、住所、印鑑
- ・車名、車体番号、総排気量
- ・販売証明又は譲渡証明